

Ⅱ 農地の埋立等について

(1) 農地改良行為と農地転用行為

農地改良行為		農地転用行為（農地改良行為以外のもの）	
要件	<p>*全てを満たすこと</p> <p>①自らが行う（請負による場合を含む）。</p> <p>②従前の作土と同等以上の土を用いる。</p> <p>※建設発生土（第1・2・3種）を用いる場合はア又はイ</p> <p>ア 同一市町村内及び隣接市町村内の農地からのもの</p> <p>イ 土地改良事業等公共事業からのもの</p> <p>③改良期間は、耕作に支障のない時期おおむね6ヶ月以内である。</p> <p>④農地面積は3,000㎡未満である。</p> <p>⑤掘削は原則行わない。</p> <p>※ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合は作土のはぎとり（1m以内）を除く。</p> <p>⑥隣接地との段差は、隣接地の用途に支障をきたさないもので、盛土等の高さは50cm以下である。</p>	許可基準	<p>*次の事項を検討し、これに該当しない場合は許可しない</p> <p>転用期間 1年以内（農地の復元に必要な期間を含む）であること。</p> <p>面積 転用期間内に農地への復元が可能なものであること。</p> <p>掘削の深さ 掘削は行わない。 ※ただし、申請地の作土を農地復元後の作土として使用する場合は作土のはぎとり（1m以内）を除く。</p> <p>埋立等の高さ 隣接地との段差は、隣接地の用途に支障をきたさないものであること。</p> <p>土質 建設発生土と同等以上の土砂等</p> <p>覆土 従前の作土と同等以上の土を50cm以上</p>



【提出書類】



【提出書類】

<p>農地改良協議書（事業実施1ヶ月前までに提出）</p> <p>①農地改良計画書（様式第8号）</p> <p>②作付け計画書（様式第2号）</p> <p>③借受人が行う場合は、所有者の同意書</p> <p>④用土が建設発生土である場合は、農地改良フローシート（様式第8号の2）</p> <p>⑤土砂等による土地の埋立等の規制に関する県又は市町村条例の適用を受ける場合は、その許可（申請）書の写し</p> <p>⑥取得する搬入土砂の所有者又は建設工事元請業者の土砂搬出同意書（様式第4号の2）</p> <p>⑦このほか、農地改良協議書提出書類に記載されている書類</p>	<p>農地法第 条第1項の規定による許可申請書</p> <p>①『農地法関係事務処理の手引き』農地転用審査基準編第2の4の(2)による書類</p> <p>②事業計画書（様式第1号）</p> <p>③作付け計画書（様式第2号）</p> <p>④土砂等の発生・埋立等のフローシート（様式第3号）</p> <p>⑤建設発生土による埋立等を行う場合は、発生土証明書（様式第4号）</p> <p>⑥土砂等による土地の埋立等の規制に関する県又は市町村条例の適用を受ける場合は、その許可（申請）書の写し</p> <p>⑦盛土・造成工事工程表</p> <p>⑧断面図・平面図</p> <p>⑨その他必要と認める書類</p>
---	---